

ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）業務委託に係る 企画提案書の募集要領

1 目的

県内経営者の多くが、経営課題として、働き方改革（労働環境改善）やIT・DX化、賃上げへの対応を挙げており、働く人のウェルビーイングを高める方策が課題となっている。このため、経営者を対象にウェルビーイング経営の効果や手段等を体系的に学ぶウェルビーイング塾を開催し、人を大切にする企業経営の実現を目指す。

2 企画提案について

ウェルビーイング経営の重要性や効果・影響、組織活性化のための課題解決策などを学ぶウェルビーイング塾実践講座の開催および組織内でウェルビーイング経営促進するウェルビーイング塾組織開発の開催について、後述する委託業務の内容及び過去の受講者のフォローも踏まえ、県内の普及拡大に貢献する効果的な事業の実施方法について提案してください。

3 委託業務の内容

委託業務の内容は、以下の業務および別添仕様書とします。

- (1) ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）の開催

4 企画提案書について

(1) 企画の構成

第1章 提案内容

別添仕様書を踏まえたうえで、仕様書の内容を実現するための具体的な企画提案を記載してください。

ただし、以下の事項については、必ず提案の中に含めてください。

- ・ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）のスケジュール、具体的内容
- ・講師またはコーディネーター（案）
- ・講師またはコーディネーターのウェルビーイング研究等に関する実績
- ・ウェルビーイング塾を円滑に実施するための具体的な人員体制について（責任者等を記載してください）
- ・実践講座および組織開発の受講前後での、受講者の成果レベルの把握方法
- ・令和5年度以降の実績で、本業務と類似する主な業務（講演会・セミナー、等開催業務およびその関連業務）について

第2章 経費

今回の業務に関する費用の概算額およびその内訳

委託予定額 1,848,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限として、講師謝金（コーディネーター料）、旅費、その他必要な経費を詳細に記載してください。また、広報費、会場使用料、消耗品費は県が負担しますので、これらの費用は、経費に含めなくても結構です。

消費税は10%とし、全ての経費に一括して課税した額を計上して記載してください。当該条件は、必須ですので企画提案書の作成の際には、御注意願います。

（2）提出方法

持参または郵送、電子メールで提出すること。

※郵送の場合は、書類の收受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等を利用してください。

提出部数 : 正本1部（A4判用紙）

提出場所 : 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
福井県産業労働部労働政策課 働き方改革グループ

（3）提出期間

令和7年6月12日（木）から令和7年6月13日（金）の午前9時から午後4時までに必ず到着させること。

（4）その他

- ① 提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。
- ② 提出された企画提案書は返却しません。
- ③ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知のうえで申請してください。

5 応募方法等について

（1）応募の対象となる者

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者（令和7年6月13日（金）時点で、登載されている者を含む。）であること。
- ③ 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは

破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。

⑥ 県税に滞納がないこと。

（2）応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付します。

① 交付期間	令和7年6月4日（水）から令和7年6月11日（水）まで（土曜日、日曜日および休日を除く。）午前9時から午後4時まで
② 交付場所	福井県産業労働部労働政策課（県庁4階）
③ 交付資料	ア ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）業務委託に係る企画提案書の募集要領 イ ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）業務委託仕様書 ウ 委託契約書（案）
④ 交付方法	福井県産業労働部労働政策課（〒910-8580 福井市大手3丁目17-1）での手交、福井県労働政策課のホームページ https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/wellbeing.html に掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。

（3）参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとします。

① 提出期限	令和7年6月13日（金）午後4時（必着）で持参または郵便、電子メールで提出すること。（ただし、土曜日、日曜日および休日は除きます。）
② 提出方法	持参または郵送、電子メール （郵送等の場合は、書類の収受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。）
③ 提出先	福井県産業労働部労働政策課働き方改革グループ（県庁4階）

④ 提出書類	<p>ア 企画提案参加申込書（募集要領・別紙様式2）</p> <p>イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し</p> <p>ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類 (企業案内等・大きさは任意)</p> <p>エ 法人については、商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し、 個人事業主については個人事業の開廃業等届出書の控えの写し</p> <p>オ 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し</p> <p>カ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 (公告日以降に発行されたもの。県外事業者で、福井県内に事業所等が 全くないなどの理由によって、納税義務がない場合は不要。)</p> <p>キ 応募資格誓約書（募集要領・別紙様式2-2）</p>
--------	--

(4) 応募先および問い合わせ先

- ①名称 福井県産業労働部労働政策課働き方改革グループ
- ②所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
- ③連絡先 電話 0776-20-0389 (直通)
FAX 0776-20-0648
電子メール rousei@pref.fukui.lg.jp
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

6 募集に関する質問

質問は、必ず募集要領・別紙様式1「募集に関する質問票」により、令和7年6月1日（水）午後4時までに福井県産業労働部労働政策課 働き方改革グループあてに提出してください。（FAX、電子メール可）

回答は、FAXまたは電子メールにより行います。

ただし、審査に影響しない軽微な質問については、口頭により質問者のみに回答する場合があります。

7 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

提出された企画提案書は、ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）業務委託に関する選定委員会（以下「委員会」という。）による書面審査を実施します。

(2) 審査方法

委員会では、あらかじめ定められた審査基準（別紙参照）に基づき、企画提案書等の内容（独創性、実現性、実施体制、経費等）について、公正な審査を行います。

(3) 委託先候補者の選定

委員会の審査において、評価点の合計が満点の6割以上であり、かつ、最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先候補者として選定します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知します。

8 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行います。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査のうえ、随意契約による委託契約を締結します。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合があります。

- (1) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不
適当となるような事情が生じた場合

9 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めません。ただし、必要により一部を再委託する場合は、福井県に協議のうえ、その承諾を得るものとします。

10 打合せ

本委託業務を進めるに当たっては、県担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとします。なお、打合せに係る費用等については、受託者が負担することとします。

11 その他

- (1) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とします。
- (2) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とします。
- (3) 本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはなりません。

(募集要領・別紙様式1)

令和 年 月 日

ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）業務委託に係る
企画提案募集に関する質問票

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革グループ あて

FAX 0776-20-0648

E-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp

提出期限 令和7年6月11日（水）

応募者名	
担当者の職・氏名	
TEL / FAX	
E-mail アドレス	
【質問内容】	

ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）業務委託に係る
企画提案参加申込書

福 井 県 知 事 様

所在地 〒

応募者名称
代表者職・氏名

このことについて、次のとおり関係書類を添付して応募します。

1 応募者の概要

所在地		
担当者	役職・氏名	
	連絡先	電話： FAX： E-MAIL：
設立年月日		
業 種		
主な事業内容		
従業員数		人（うち正社員 人）

2 添付書類

- (1) 福井県競争入札参加資格通知書の写し
- (2) 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類（企業案内等・大きさは任意）
- (3) 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写しもしくは個人事業の開廃業等届出書の控えの写し
- (4) 直近2期分の決算報告書（貸借対照表および損益計算書）の写し
- (5) 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書（公告日以降に発行されたもの。県外事業者で、福井県内に事業所等が全くないなどの理由によって、納税義務がない場合は不要。）
- (6) 応募資格誓約書（募集要領・別紙様式2-2）

ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）業務委託に係る応募資格誓約書

福 井 県 知 事 様

所在地 〒

事業者名称
代表者職・氏名

ウェルビーイング塾（実践講座および組織開発）業務委託に係る企画提案の参加申込みにあたり、下記の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者（令和7年6月13日（金）時点で、登載されている者を含む。）であること。
- 3 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- 5 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- 6 県税に滞納がないこと。